

社会保障に関する日本国政府と中華人民共和国政府との間の協定の説明書

外務省

目次

一	概説	一
1	協定の成立経緯	一
2	協定締結の意義	一
二	協定の内容	一
1	定義及び適用対象に関する規定	一
2	強制加入に関する法令の二重適用の回避のための調整に関する規定	一
3	その他	二
三	協定の実施のための国内措置	二

## 一 概説

### 1 協定の成立経緯

政府は、中華人民共和国政府との間で、社会保障に関する協定を締結するため平成二十三年（二十十一年）十月から政府間交渉を行ってきた。その結果、協定の案文について最終的合意に達し、平成三十年（二十十八年）五月九日に東京において、日本側河野外務大臣と中国側王国務委員兼外交部長との間でこの協定の署名が行われた。

### 2 協定締結の意義

(1) この協定は、年金制度への強制加入に関する法令の適用について両国間で調整を行い、両国の関係法令が同時に適用されることを回避することにより、相手国に一時的に派遣された被用者についての保険料の二重負担の問題を解決することを主たる目的とする。

(2) この協定の締結により、両国間の人的交流が円滑化し、ひいては経済交流を含む両国間の関係が一層緊密化することが期待される。

## 二 協定の内容

この協定は、前文、本文二十箇条及び末文から成り、その主要な内容は、次のとおりである。

### 1 定義及び適用対象に関する規定

(1) 「国民」、「法令」、「権限のある当局」及び「実施機関」の用語の定義について定めるとともに、この協定上定義されていない用語は、適用される法令において与えられている意味を有するものとする旨定める（第一条）。

(2) この協定は、日本国については、国民年金及び厚生年金保険に関する法令について適用し、また、中華人民共和国については、被用者基本老齢保険に関する法令について適用する旨定める（第二条）。

### 2 強制加入に関する法令の二重適用の回避のための調整に関する規定

(1) 被用者として就労する者については、原則として、就労が行われる締約国の法令のみを適用する旨定める（第五条）。

(2) ただし、被用者が、他方の締約国に派遣され一時的に就労する場合には、その派遣の最初の五年間は、一方の締約国の法令のみ

を適用する旨定める（第六条）。

(3) 船舶又は航空機において就労する者、公務員等に対する法令の二重適用の回避について定める（第七条及び第八条）。

(4) 両締約国の権限のある当局等は、一定の要件が満たされる場合には、第五条から第八条までの規定の例外を認めることについて合意することができる旨定める（第九条）。

### 3 その他

一方の締約国に通常居住する協定の適用を受ける者と当該一方の締約国の国民との間の待遇の平等（第四条）、協定の実施のために必要な協力（第十二条）、使用言語及び文書の提出に係る認証等の免除（第十四条）、個人情報伝達及び秘密性（第十五条）、紛争の解決（第十六条）、協定の効力発生に当たつての経過措置（第十八条）、協定の効力発生手続（第十九条）、協定の終了手続（第二十条）等について定める。

### 三 協定の実施のための国内措置

この協定の実施のためには、新たな立法措置及び予算措置を必要としない。